

## 第6章 産業廃棄物

### 産業廃棄物の現状

最近における経済、社会活動の高度化に伴い、排出される廃棄物の量はますます増加し、その質においても多種多様化の傾向を示している。

これらの廃棄物中には不燃性ないし有害性のものがしだいに増加しているので、従来から行なわれてきた比較的単純な焼却、埋立てなどの手段による処理方法ではもはや適正かつ安全に処理することは困難となっている。

特に都市化が著しく面積が狭い大阪府では、内陸部で廃棄物を処理することはすでに限界に達しているため、道路、河川、公共空地等への不法投棄を誘発し、二次的な公害をひきおこし、さらには都市機能を阻害する原因ともなっている。

#### (1) 排出源別数量

府下で排出される廃棄物の総量は、1ヵ月に約270万トンである。排出源別にみると図-45のとおりであり、最大の排出源は建設業の165万トンで全体の61.2%を占め、次いで、製造業の52万トンで19.3%、一般家庭のごみは17万トンで6.4%となっている。このように事業活動から排出される廃棄物量は、1ヵ月に253万トンに達し、一般家庭から排出される廃棄物の約15倍にも達している。

#### (2) 処理方法別、種類別数量

処理方法別にみると、図-46に示すようにそのまま埋立処分が可能な土砂、がれき類が159万トンと全体の59%を占めており、次いで廃酸、廃アルカリ、汚でい等最終処分を行なうために焼却、破さい等特別の処理を要するものが52万トンで19%、紙くず、木くず等容易に焼却可能なものが33万トンで12%、金属くず、ガラスくず等再生利用のできるものが26万トンで10%となっている。

図-45 排出源別廃棄物量

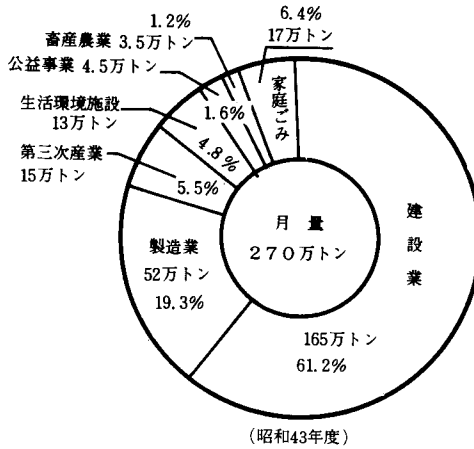
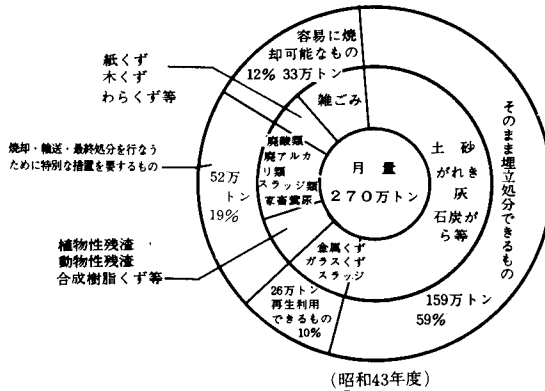


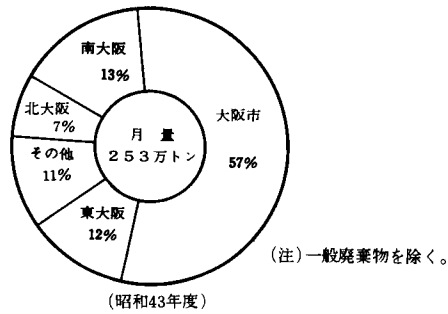
図-46 処理方法別・種類別廃棄物量



(3) 地域別数量

地域的にみると、図-47のとおり、大阪市が約145万トンで全体の57%を占め、次いで南大阪13%、東大阪12%、北大阪7%の順となっている。

図-47 地域別廃棄物量



(4) 処分の実態

処分の実態については、表-47のとおり、業者へ委託して処分されている量が最も多く、製造業では50.1%、建設業では35.7%を占めている。

この場合、委託を受けた業者がどのように処理、処分しているかは明らかでなく、最近では不法投棄によって公害発生を誘発するケースも増加している。

また、最近の公害規制の強化により公害防除施設の設置が多くなっているが、これらの防除施設から発生する多量のスラッジ、ふんじんなども、現状では、その多くが業者委託という形で処分されているのが実態である。

表-47 産業廃棄物処分実態

(単位：%)

処理区分 業種	業者 委託	売却	地上・ 河川・ 海洋へ 投棄	自家処分			埋立		公共下 水道へ 放流	市町村 清掃 事業へ 委託	その他 不明
				事業 所内	事業 所内	肥料	市町村 指定地	市町村 指定地 外			
製造業	50.1	23.4	7.7	6.5			3.3		0.5	0.1	8.4
建設業	35.7			1.5	11.4		17.8	33.5			0.1
卸売業	51.9	6.4	11.7	19.4						10.6	

(昭和43年度)